法人甲（以下「派遣施設」という。）と法人乙（以下「受入施設」という。）は、受入施設の施設において感染症の患者が発生し、介護を行う職員に不足が生じたこと等に鑑み、栃木県高齢者施設等応援職員派遣事業実施要綱第10条に基づき、職員の派遣について次のとおり協定を締結する。

（職員の派遣）

第１条 派遣施設は、別表に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）を受入施設に派遣する。

２ 前項の規定による派遣は、派遣施設からの出張扱いとする。

（派遣業務）

第２条 派遣施設は、派遣職員を別表に掲げる業務（以下「派遣業務」という。）に従事させる。

２ 派遣施設は、派遣業務の実施に際し、派遣職員を指揮監督する。

３ 受入施設は、派遣業務の実施に際し、派遣施設及び派遣職員に助言を行う。

（業務に従事する場所）

第３条 受入施設は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 |  |
| 所 在 地 |  |
| 電話番号 |  |

２ 各派遣職員が派遣業務に従事する場所は、別表のとおりとする。

（責任者）

第４条 派遣業務に係る派遣施設及び受入施設の責任者は、次の表に掲げる施設の管理者をもって充てる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名 | 職名 | 氏名 | 電話番号 |
| 派遣施設 |  |  |  |  |
| 受入施設 | 第３条第１項と同じ |  |  |  |

２ 派遣施設及び受入施設の責任者は、派遣職員が適正に派遣業務に従事するための措置を講じなければならない。

３ 派遣施設及び受入施設の責任者は、派遣職員から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

（派遣期間）

第５条 派遣職員を派遣する期間（以下「派遣期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（休日）

第６条 派遣職員の休日は、別表のとおりとする。

２ 派遣施設は、派遣職員に休日勤務（休日において派遣職員が派遣業務に従事することをいう。以下同じ。）をさせないものとする。ただし、受入施設が派遣施設に休日勤務を求めた場合であって、派遣施設が必要と認めるときは、当該派遣職員が同意する場合に限り、休日勤務をさせることができる。

３ 受入施設は、派遣職員に休日勤務を求めてはならない。

（勤務時間等）

第７条 派遣施設が派遣職員を派遣業務に従事させる時間（以下「勤務時間」）という。）及び休憩時間は、別表のとおりとする。

２ 派遣施設は、派遣職員に時間外勤務（勤務時間以外の時間又は休憩時間に派遣職員が派遣業務に従事することをいう。以下同じ。）をさせないものとする。ただし、受入施設が派遣施設に時間外勤務を求めた場合であって、派遣施設が必要と認めるときは、当該派遣職員が同意する場合に限り、時間外勤務をさせることができる。

３ 受入施設は、派遣職員に時間外勤務を求めてはならない。

（給与）

第８条 派遣期間における派遣職員の給料及び手当（休日勤務若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に派遣業務に従事した場合の手当を含む。）は、派遣施設が負担する。

（交通費・宿泊費）

第９条 派遣職員が派遣業務に従事するに当たり、その住居から派遣施設への移動に要する交通費及び宿泊を要する場合の宿泊費は、受入施設が負担する。

２ 派遣職員は、当該交通費及び当該宿泊費の支払を受入施設に請求するものとする。

３ 前項の場合において、派遣職員は、当該交通費及び当該宿泊費の受領に関する権限を第三者に委任することができる。

（社会保険等）

第10条 派遣職員に係る健康保険及び厚生年金保険は、派遣施設において加入する。

２ 派遣職員に係る労災保険及び雇用保険は、派遣施設において加入する。

(費用負担)

第11条 前３条の費用は、予算の範囲内で県が受入施設、派遣施設に対して補助するものとする。

（感染の防止）

第12条 受入施設は、派遣職員の感染症への感染を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

（雇用申入れの禁止）

第13条 受入施設は、派遣期間中において、派遣職員に対して雇用の申入れを行ってはならない。

（従事状況等の報告）

第14条 受入施設は、派遣期間中の毎日、派遣職員の派遣業務への従事の状況等について、派遣施設に報告するものとする。

２ 派遣施設は、派遣職員の派遣業務への従事の状況等について、必要に応じ、受入施設に報告を求めることができる。

（派遣の中止）

第15条 派遣期間中において、受入施設における職員の不足が解消したときは、受入施設は、派遣施設に対して速やかにその旨を通知するものとする。この場合において、派遣施設は、受入施設に派遣の中止を請求することができる。

２ 派遣施設において感染症の発生により職員に不足が生じたとき、又は派遣施設が天災その他の不可抗力によって重大な損害を受けたときは、派遣施設は、受入施設に派遣の中止を請求することができる。

３ 前２項の規定により派遣の中止を請求するときは、派遣施設は、派遣を中止する日及び派遣を中止する派遣職員を明らかにするものとする。

(協定の解除）

第16条 派遣施設又は受入施設は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの協定を解除することができる。

（１）派遣期間内にこの協定を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）この協定の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

（３）その他協定上の義務を履行しないと認められるとき。

（損害賠償）

第17条 派遣業務の実施につき、派遣職員が故意又は過失により受入施設又は第三者に損害を与えた場合は、派遣施設が賠償責任を負うものとする。ただし、当該損害が受入施設の助言（必要な助言をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められるときは、この限りでない。

２ 前項の場合において、当該損害が、派遣職員の故意又は過失と、受入施設の助言との双方に起因するときは、派遣施設及び受入施設は、協議して当該損害の負担割合を定めるものとする。

（その他）

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じた事項については、派遣施設及び受入施設は、誠意を持って協議するものとする。

この協定の証として本書２通を作成し、派遣施設、受入施設が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受入施設（住所）

（法人名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　　印

派遣施設（住所）

（法人名）

（代表者名）　　　　　　　　　　　　印

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 派遣職員の氏名 |  |
| 派遣職員の職種 |  |
| 派遣業務 |  |
| 従事場所 |  |
| 派遣日 | 就業時間 | 休憩時間 | 休日 |
| １日目 | 月　日（　） | ：　～　： | ：　～　： |  |
| ２日目 | 月　日（　） | ：　～　： | ：　～　： |  |
| ３日目 | 月　日（　） | ：　～　： | ：　～　： |  |
| ４日目 | 月　日（　） | ：　～　： | ：　～　： |  |
| ５日目 | 月　日（　） | ：　～　： | ：　～　： |  |
| ６日目 | 月　日（　） | ：　～　： | ：　～　： |  |
| ７日目 | 月　日（　） | ：　～　： | ：　～　： |  |

注１ 「従事場所」欄は、できるだけ具体的に記入する（建物名、階数等）。

２ 派遣期間が７日間を超える場合は、適宜、欄を追加する。

３ 派遣日のうち休日に当たる日については、「休日」欄に「○」を記入する。